資料４

少額輸入貨物の増加への対応状況

令和８年１１月６日
関税・外国為替等審議会
関税分科会
財務省関税局

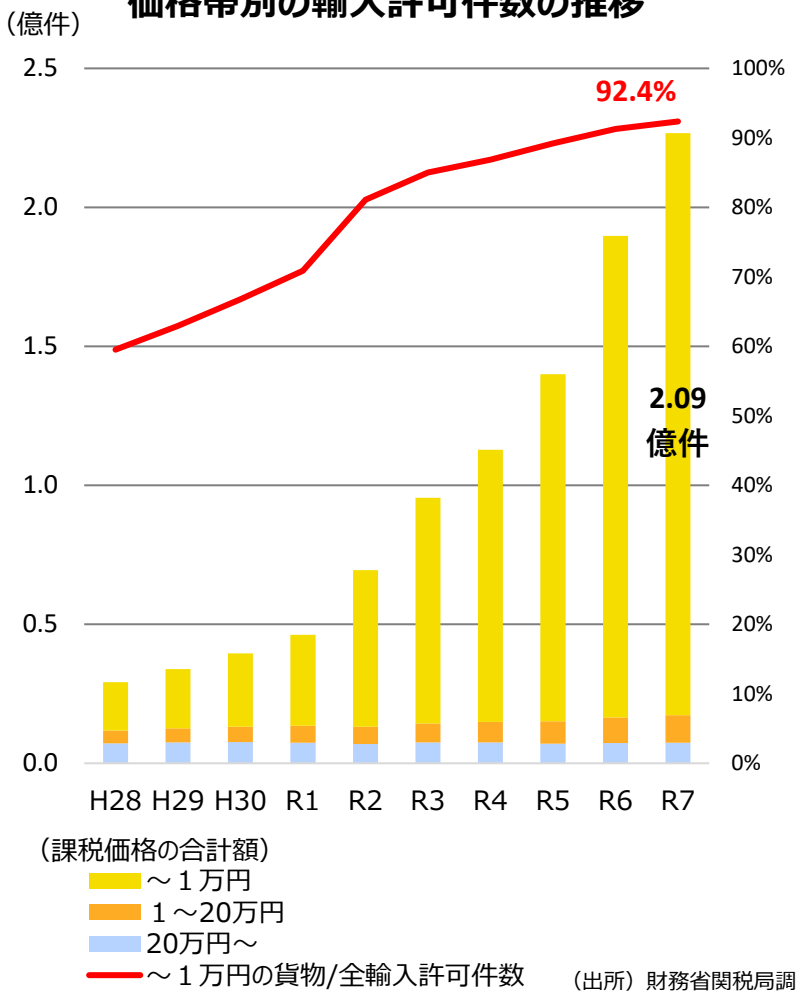
少額輸入貨物の増加とBtoCによる輸入

○ **課税価格の合計額が１万円以下の輸入貨物（少額貨物）を中心に、少額輸入貨物（課税価格の合計額が20万円以下）の輸入許可件数は顕著な増加傾向**。国別では、**中国、次いで韓国**を原産地とする輸入件数が多い。

○ 2026年１～６月の輸入実績では、**全輸入許可件数の約93%が通販貨物**（このうち少額貨物は約98%）。通販貨物の品目は、衣類・バッグ等のファッション関連商品が全体の４割強を占め、化粧品や家庭用品が続く。

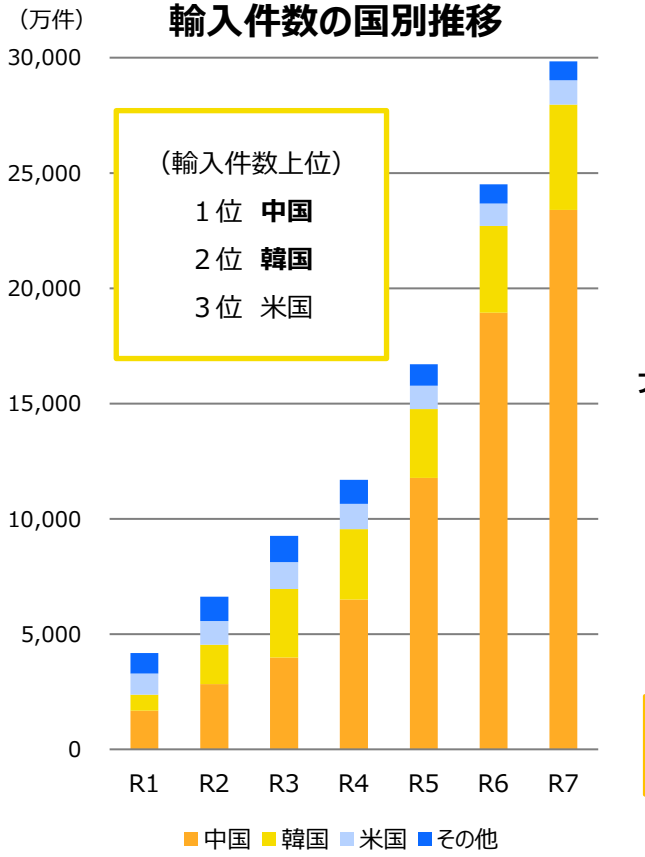
○ これらを背景に、**BtoCによる輸入が増加**していると考えられる。

価格帯別の輸入許可件数の推移



（出所）財務省関税局調

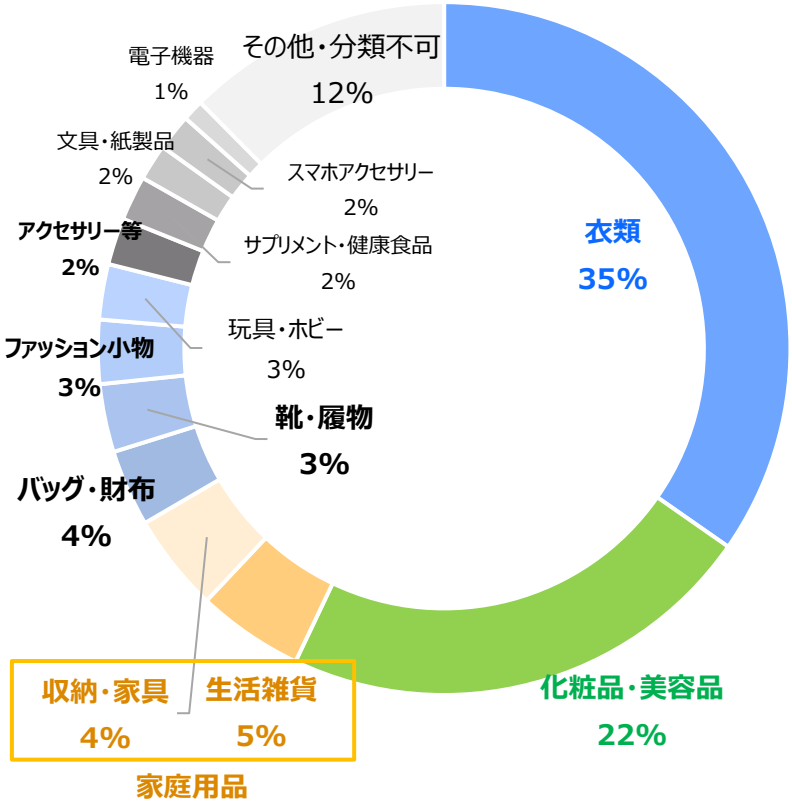
少額輸入貨物の輸入件数の国別推移



※一輸入申告に複数の品目が含まれている場合は、その品目ごとに原産地を集計。そのため、左グラフの輸入許可件数と合計が一致しないことに留意。

（出所）財務省関税局調

通販貨物の品目カテゴリ（2026年１～６月）

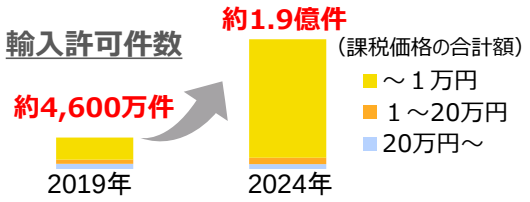


※大手PF上位９者の品名欄に含まれる単語から推測されるカテゴリ別に集計。その他には食品等の他に、分類ができないもの（例：PLASTIC）を含む。

（出所）財務省関税局調

課題の背景

- 2024年の日本への輸入許可件数は約1.9億件（コロナ前（2019年）の約4.1倍）
- 特に、中国・韓国関連の越境ECサイトを利用したBtoCによる貨物（主に１万円以下）が増加
- 越境ECは消費者の生活に浸透しており、経済成長の観点でも重要な役割



水際取締り上の課題

- BtoCによる貨物を扱う一部の保税業者・通関業者の不適正な業務運営による不正事案の発生
- BtoCによる貨物の輸入申告情報の不足

→税関が知財侵害物品等の摘発を十分にできていないおそれ

課税制度上の課題

- 消費者への直送貨物が増加し、国内外の事業者間の競争上の不均衡が発生
- 輸入貨物毎のEPA税率確認等により、納税事務が複雑化

社会にもたらされる危険・不安の払拭

事業者の適正な業務運営、正確・十分な情報にもとづく輸入申告のもと、税関が適正・的確なリスク判定を実施できるように対応

① 保税業者に対する行政措置、適正な業務運営へのインセンティブ等
② 簡易・迅速な通関手続の一時利用制限等
③ BtoC貨物の情報入手に向けたプラットフォーム事業者との連携

経済的な歪みの解消・納税事務等の負担軽減

見直しによる通関実務上の相互の影響を考慮し、制度毎の検討のみならず全体像を俯瞰して対応

① 消費税に係る少額免税制度の見直しにおける適正課税の確保
② 関税に係る少額免税制度に係る検討の継続
③ 課税価格決定の特例の廃止
④ 簡易税率の利便性向上による事務負担軽減

※上記のほか、国際郵便・通関業者を取り巻く環境・税関の体制整備も議論

対応を通じて目指す姿

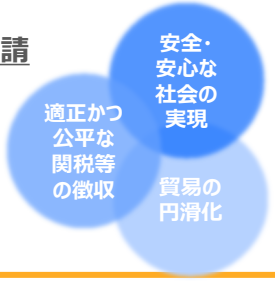


安全・安心な社会の実現、適正かつ公平な関税等の徴収、貿易の円滑化という“**3つの社会的要請**”の実現



越境ECの発展と、**消費者にとっての安全性・事業者間の公平性**の確保に寄与

３つの社会的要請



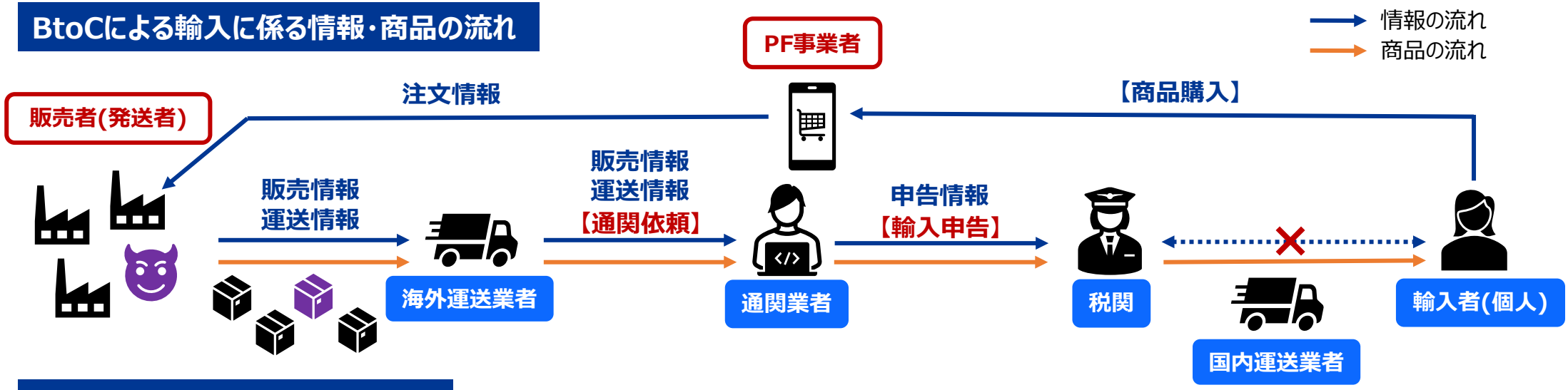
越境EC貨物に係る水際取締り上の課題

○ ECプラットフォームには**多様な販売者が出店。悪質な販売者**により、**知的財産侵害物品や安全性に問題のある物品などの不正商品が販売**され、**国内に流入**し、**我が国の産業、消費者の健康や安全を脅かすおそれ。**

○ **BtoCによる貨物**は、販売者から海外運送業者を通じて通関業者に輸入申告手続が委託され、手元に商品が届く仕組みとなっているため、**消費者が輸入者であることを意識せず、輸入申告に必要な貨物の情報を有していない。**

○ 不正商品の国内流入を阻止するためには、**プラットフォーム（PF）事業者との連携による情報入手・PF事業者自身による対策の促進、通関業者・保税業者の適正な業務運営**が必要。

BtoCによる輸入に係る情報・商品の流れ



知的財産侵害物品の差止め事例

医薬品（商標権）



化粧品（商標権）



浄水器用カートリッジ（商標権）



（出所）財務省

プラットフォーム事業者との更なる連携

○ **通販貨物の輸入申告を行う通関業者**は、**海外運送業者から直接の通関依頼**を受けているため、取引の場を提供する**PF事業者や商品の販売者が保有する情報**が当該通関業者に正確に伝達されることが重要。

○ 不正商品を取り扱う販売者もPFを利用。また、自社サイトで商品を販売するケースも考えられる。**悪質な販売者の存在は、不正商品の国内流入に直結。**

PF事業者との更なる連携に向けた施策

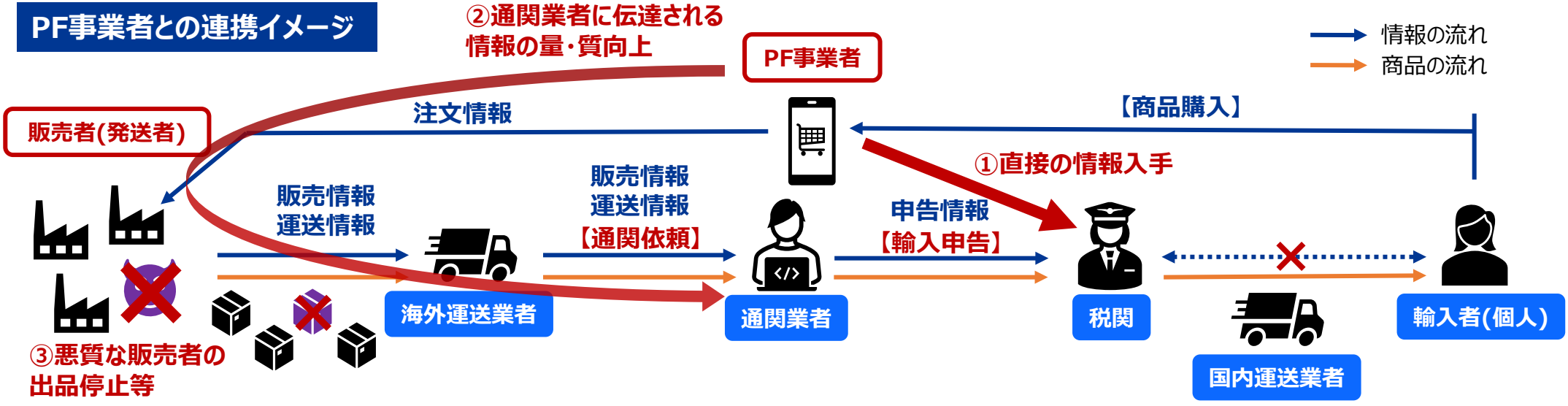
○「国際物流と税関行政に関する懇談会」下の「PF事業者等WG」にて、越境ECの健全な発展及び適正通関の実現に向けた連携の在り方について意見交換し、以下の項目について、来年６月までに関税局として方向性を決定。

① 商品の販売者やPF上の販売価格等の**取引情報をPF事業者等から直接入手**。

② PF事業者との連携のもと、**日本の輸入通関手続に精通していない国外の販売者の理解向上**を図り、**販売者等から海外運送業者を経て通関業者に伝達される情報の量・質を向上。**

③ **不正商品を取り扱う販売者の出品停止**等の**PF事業者自身による一層の知的財産侵害物品など不正商品対策**を促進。

PF事業者との連携イメージ



通関業者・保税業者の適正な業務運営の確保

○ BtoBからBtoCへ商流が変化し、**様々な資質の事業者が通関業務・保税業務に参入**。事業者間の**法令遵守意識の差が顕著**となっており、**一部の通関業者・保税業者による不正事案**も発生。

○ 輸入件数が急増する中、これまで以上に**官民の連携が求められる**一方で、税関の厳格な水際取締りと迅速な通関の両立の前提となってきた**事業者の適正な業務運営に課題**。

通関業者・保税業者の適正な業務運営の確保に向けた施策

○「国際物流と税関行政に関する懇談会」下の「通関業者・保税業者WG」にて、「官民一体となった国際物流のリスク管理」の実現に向けた意見交換を実施し、以下の項目について、来年６月までに関税局として方向性を決定。

① **通関業者・保税業者に係る制度・運用のあり方**（適正な業務運営に取り組む事業者にはインセンティブ、法令遵守上の課題を有する事業者には厳正な対処）

② **適正な業務運営を確保するための事業環境の整備**（例：適切な通関業務料金の収受、不公正な立替払いの防止）

輸入通関の流れ



輸入通関手続

保税業者の役割

貨物の搬出入や各種手続についての帳簿の備付け（記帳義務）、貨物管理についての手続・体制等を定めた規定の整備等により、倉主が自己の責任で貨物を適正に管理（自主管理方式）

通関業者の役割

輸入貨物について、輸入者に代理・代行して、品目分類、関税関係法令以外の許可・承認等の要否の確認、関税等の計算等を行い、輸入申告書を作成、税関に提出

課税制度への影響

○ 少額輸入貨物を対象とする課税制度の目的：納税事務等の負担軽減・円滑な通関処理や課税の公平性確保

○ 環境の変化：消費者への**直送・低価格**での越境ECの拡大→**国内外の事業者間の競争上の不均衡**等が課題に。

○ これまでの対応：消費税の少額免税制度の見直し及び個人使用貨物に係る課税価格決定の特例廃止を実施（令和８年度改正、令和10年４月施行）。

➔関税の少額免税制度及び少額輸入貨物に係る簡易税率は**引き続きの検討課題**。

【関税・外国為替等審議会答申（令和7年12月19日）】
Ⅲ．引き続き検討すべき事項
(略)通関実務への影響は相互に関連することから、残る検討課題である関税の少額免税制度や少額輸入貨物に係る簡易税率については、個別の制度のみならず、課税制度全体の俯瞰した検討を行うことが適当である。(略)

少額輸入貨物に関係する主な課税制度の概要

課税価格の合計額	商業貨物	個人使用貨物
１万円以下	**少額免税制度** 導入年：1989年　※ 概　要：関税・消費税を免除	**課税価格決定の特例（0.6掛け）** 導入年：1980年 **廃止** 概　要：課税価格＝海外小売価格×0.6
１万円超 20万円以下	**少額輸入貨物に係る簡易税率** 導入年：1993年 概　要：７区分の関税率の適用	
20万円超		

※　物品販売に係るプラットフォーム課税を導入。

少額輸入貨物に係る簡易税率の現状

○ **簡易税率**とは：課税価格の合計額が**20万円以下**の輸入貨物においては、輸入者が希望しない場合を除き、一般の関税率とは別に定められた**簡易税率**が適用。納税事務等の**負担軽減**による貿易の円滑化のため、平成５（1993）年に導入。

○ 特徴：品目を大別した**７つの税率区分**から該当する区分を特定（⇔一般の関税率の場合、数千の品目から特定）

（注）平成14（2002）年度改正で、ウルグアイ・ラウンド合意の実施等による一般税率の水準低下に対応した簡易税率全般の引き下げ、６区分→７区分（無税枠の新設）等　を実施。平成26（2014）年度改正で、適用上限金額を10万円から20万円に拡大。

○ 適用対象：ニット製衣類、革製品等の22項目は、国内産業に対する影響等を考慮し、簡易税率の**適用除外**。

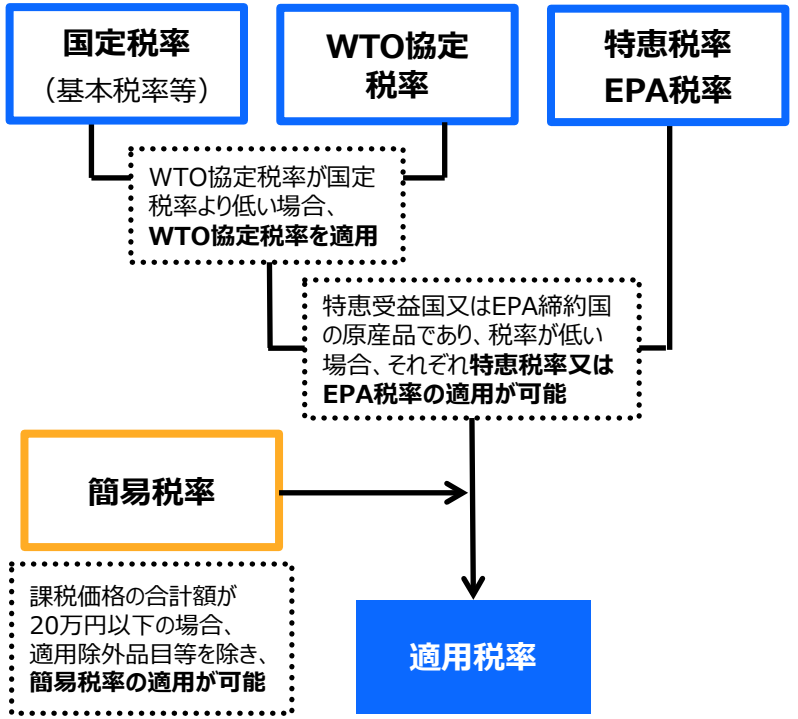
簡易税率の税率区分

番号	税率	具体的な品目例
1	（従量税）	アルコール飲料
	70円／L	(1)ワイン
	20円／L	(2)焼酎
	30円／L	(3)清酒
2	20%	トマトケチャップ、アイスクリーム、毛皮製衣類
3	15%	コーヒー・茶、毛皮
4	10%	野菜・果物、肉・魚等の調製品、絹織物、衣類（ニット製のものを除く）
5	３%	プラスチック製品、ガラス製品、銅・アルミ製品、家具、玩具
6	無税	紙製品、陶磁製品、鉄鋼製品
7	５%	紅茶、香辛料、木製品、綿織物、帽子、眼鏡

簡易税率の適用除外品目

ミルク、クリーム/豆類/穀物/穀粉/落花生、こんにゃく芋/豚肉・牛肉の調製品/ココア調製品/穀物・ミルクの調製品/一部の海藻製品/調製食料品/たばこ/精製塩/石油/メントール/原皮（毛皮を除く。）・革/革製品/繭・生糸/ニット製衣類/履物/身辺用模造細貨類（卑金属製以外）/革製の携帯用時計バンド/革製の腰掛けの部分品

（参考）適用税率決定の流れ



簡易税率の適用状況（令和７年度）

○ 適用実態：簡易税率が適用された申告の割合は**1%程度**（令和７(2025)年度の課税価格１万円超20万円以下の輸入貨物中）

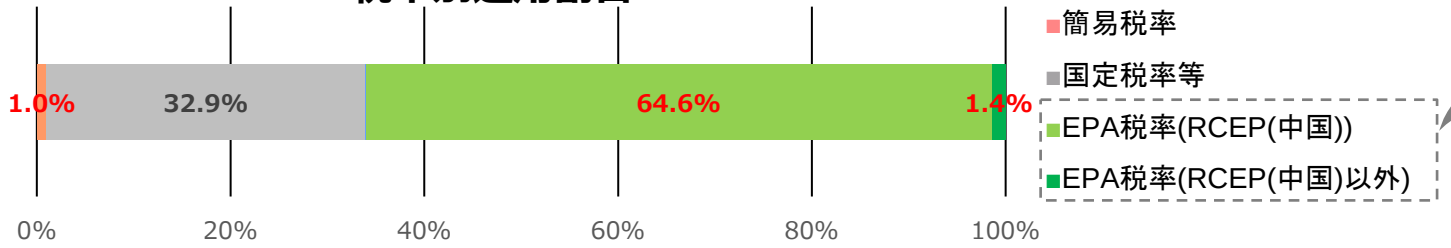
○ 適用されないもの：**EPA税率が６割超**に適用。簡易税率の**適用除外品目**（ニット製衣類等）の申告は**３割超**。
簡易税率**不適用**の輸入申告の**９割超**は実際に適用された税率（**適用税率**）**が簡易税率より低かった。**
（参考）平成14（2002）年のシンガポールを皮切りとして、現在、日本は20のEPA（経済連携協定）等が発効済。

→EPA税率等を踏まえた税率の水準や、国内産業への影響を踏まえた適用除外品目の見直しにつき、**調整を継続。**
今後の関税分科会におけるご審議を準備。

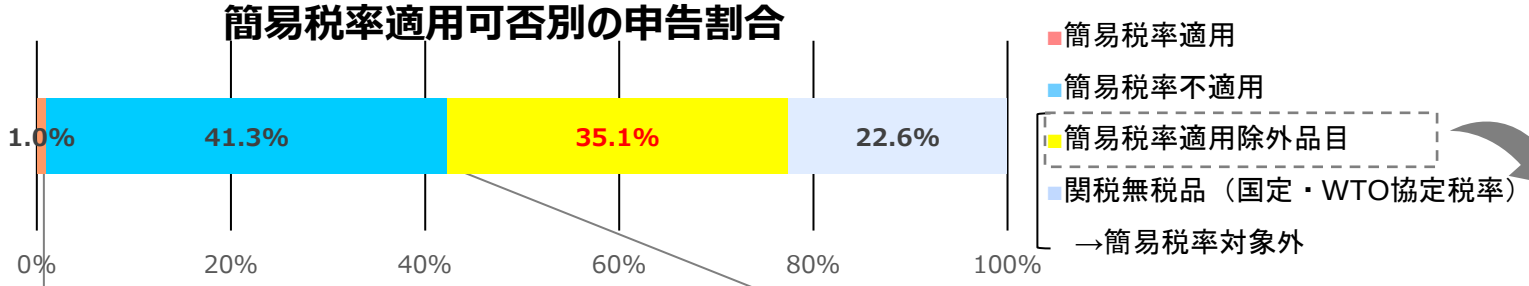
課税価格１万円超20万円以下の申告における税率適用状況

※財務省関税局保有の輸入申告（申告納税）データのうち、令和７（2025）年度における課税価格が10,001円から200,000円の申告を品目毎に集計。一申告において、複数の品目を一品目にまとめた申告（少額合算貨物）等は集計から除外。簡易税率の比較は、適用税率が従量税のものは従価税に換算したうえで比較し、簡易税率（従量税）のものは集計から除外。

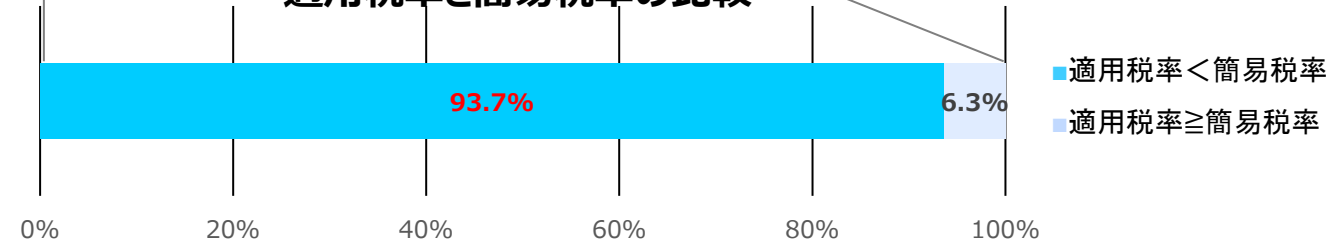
税率別適用割合



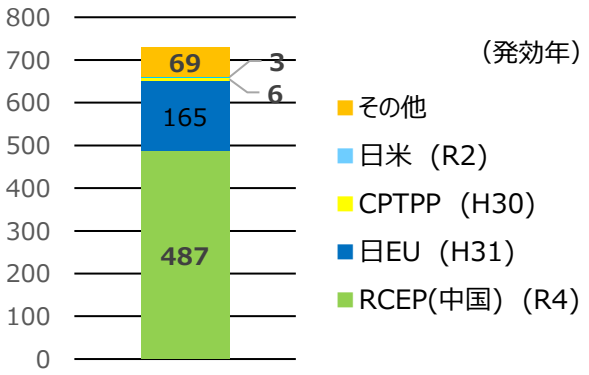
簡易税率適用可否別の申告割合



適用税率と簡易税率の比較



EPA税率が適用された輸入額



主な適用除外品目	申告数（千件）
ニット製衣類	9,311
革製品	2,083
履物	1,877
身辺用模造細貨類	464
調製食料品	132

関税に係る少額免税制度の論点

○ 関税の少額免税制度（デミニミス）は、課税価格の合計額が**１万円以下**の輸入貨物について、一部の適用除外品目を除き、**関税を免除する制度**。納税者の**事務負担の軽減**及び税関の円滑な通関処理のため、1989年に導入。

○ 少額貨物の多くで関税が免除されていることにより、**国内外の事業者間の競争上の不均衡**、分割発送・低価格申告等の誘因による**課税の中立性**への影響、**国内産業保護機能**への影響等の課題が顕在化する可能性。

→関税の少額免税制度のあり方を検討する上で、少額貨物の輸入の実態等について当局で分析を進め、今後の関税分科会においてご報告し、**検討の方向性を精緻化**することとしたい。

納税事務の例（関税額の確定に必要な主な作業）

- ◆ **品目分類**　輸入統計品目表（実行関税率表）から輸入貨物が該当する統計番号を特定
- ◆ **原産地の証明**　輸入貨物の原産地（＝物品の「国籍」）を確定
- ◆ **適用税率の決定**　適用する税率を選択・決定

諸外国の少額免税基準

国名	関税	付加価値税等
米国	廃止 （2025年８月）	–
EU	廃止 （2026年7月）	廃止 （2021年）
英国	135ポンド→**廃止** **（2029年３月）**	廃止 （2021年）
豪州	1000豪ドル	廃止 （2018年）
韓国	150米ドル	150米ドル

関税に係る少額免税制度における見直しの論点

	概要	考えられる対応
①国内外の事業者間の競争上の不均衡	同一の貨物を輸入する場合であっても、BtoCによる輸入における国外事業者（１万円以下の商品を消費者に直送し関税免除）と、BtoBによる輸入における国内小売業者（一度に大量の輸入＝１万円超のため関税を納付）との間で競争上の不均衡が発生。	引下げ（廃止）
②国内産業への影響	関税は、国内産業保護を目的として内外価格差に応じて課すもの。 関税が免除された少額貨物が大量に輸入されると、国内産業に影響を与えるおそれ。	
③課税の中立性 (分割発送等の誘引)	関税の課税を回避するため、課税価格が１万円以下となるよう、商品を分割しての発送や輸入申告時に実際より低価に申告すること等を誘引。 関税に係る少額免税制度が経済活動を歪めているおそれ。	
④申告納税業務賦課課税業務	輸入時の関税の納付には、品目分類・原産地の証明等の作業が必要。 一般貨物は通関業者等が輸入（納税）申告を代理・代行しているが、20万円以下の国際郵便物では税関が賦課決定。	現状維持 引上げ

（参考）関税･外国為替等審議会答申（令和７年12月19日）（抜粋）

Ⅲ．引き続き検討すべき事項

「急増する少額輸入貨物への対応に関するワーキンググループ中間とりまとめ」に指摘されているように、少額輸入貨物に関連する課税制度全体の見直しは、通関業者や税関の負担を減らすことにつながり、「貿易の円滑化」と「適正かつ公平な関税等の徴収」の両立を実現する観点から、極めて重要である。

消費税の少額免税制度、関税の少額免税制度、課税価格決定の特例、少額輸入貨物に係る簡易税率といった少額輸入貨物に関連する課税制度のうち、消費税の少額免税制度は見直しを行うこととされており、課税価格決定の特例については本答申で廃止することが適当であるとしている。通関実務への影響は相互に関連することから、残る検討課題である関税の少額免税制度や少額輸入貨物に係る簡易税率については、個別の制度のみならず、課税制度全体の俯瞰した検討を行うことが適当である。

まず、少額輸入貨物に係る簡易税率については、

・現行の税率水準を定めた平成14年度改正以降、数多くのＥＰＡ等が発効し簡易税率よりもＥＰＡ税率の税率水準のほうが低くなったこと、及び、

・適用除外品目の申告の割合が多くなっていること

を背景として、極めて利用率が低い状況にあることから、本制度の目的である貿易円滑化の機能を回復すべく、ＥＰＡ税率等を踏まえた税率水準や、適用除外品目の見直しを検討することが適当である。

次に、関税の少額免税制度については、国内外の事業者間の競争上の不均衡、課税の中立性、国内産業保護の観点からは、少額免税基準の引下げ又は廃止が考えられる。そのような場合には、品目分類や適用税率の決定等を伴う事務が新たに生じることで迅速な通関に影響し、輸入者の利便性を損なうおそれもある。一方、迅速な通関を確保する観点から、急増する少額輸入貨物への対応に関するワーキンググループにおいて、少額免税基準の引上げが考えられるとの指摘もあった。こうした点を考慮し、まずは、少額輸入貨物に係る簡易税率の見直し等の納税事務全体の見直しを行いつつ、諸外国の動向や日本における消費税の少額免税制度の見直し後の納税事務の状況を見定めながら本制度に係る検討を継続することが適当である。